

三朝町燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年3月22日付第20120000446号鳥取県商工労働部長通知）第3条の規定に基づき指定された「令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安」（令和4年4月25日付第202200026611号鳥取県商工労働部長通知）に係る融資を受ける者（以下「借入事業者」という。）が、当該融資について金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借り入れた資金（以下「借入金」という。）に係る利子負担を軽減することにより、燃油及び原材料価格高騰・円安により深刻な影響を受けた者の経営の維持及び安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、借入事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における新規借入金（既存借入金の借換えを目的とした借入に係る部分を除く。以下同じ。）に対する利子（借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を乗じて得た額をいう。）に相当する額とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、新規借入金に対する利子の返済開始以後36か月以内の期間とする。

(交付の対象としない利子等)

第5条 借入事業者が返済を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、交付の対象としない。

(交付申請の時期等)

第6条 補助金の交付申請は、第3条第2項の期間の翌年の1月31日までに行わなければならない。ただし、同項の期間の途中で借入金の返済が全て終了した場合は、返済が終了した日から30日以内に行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号までに掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 融資申込書の写し（初回の申請時のみ）
- (2) 利子払込証明書
- (3) 町税の滞納の調査に係る同意書（様式第1号）
- (4) その他必要な書類

(交付決定の時期等)

第7条 補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、三朝町燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第11条第3号の町長が別に定める場合は、同条第1号及び第2号に規定する場合以外の全ての場合とする。

（実績報告）

第9条 規則第17条の実績報告は、規則第5条の申請書の提出をもってこれに代える。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行し、令和4年4月1日以降に実行された融資について適用する。

様式第1号（第6条関係）

町税の滞納の調査に係る同意書

三朝町燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補助金の交付を申請するに当たり、町税の納付状況について三朝町が調査することに同意します。

年 月 日

三朝町長 様

所在地

事業所名

氏名（名称及び代表者）

印

様

三朝町長

印

三朝町燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三朝町燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補助金（以下「補助金」という。）については、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、三朝町燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補助金交付要綱（令和5年三朝町告示 号。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

補助金の収受及び使用並びに対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。